事例研究~中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部 パートナー弁護士 法学博士 熊琳



第126回 知的財産権をめぐる民事・行政事件の上訴案件を最高裁判所が直接管轄へ

最高裁判所の提案に基づき、2018年10月27日に全国人民代表大会常務委員会の承認を経て「特許等に関わる知的財産権事件の訴訟プロセスにかかる若干の問題に関する決定」(以下 IP決定」という)が公布されました。これにより、19年1月1日から技術的要素の強い知的財産権に関わる民事・行政訴訟の上訴案件については、いずれも最高裁判所が直接管轄することとなりました。今回は、知的財産権をめぐる裁判制度の重大な調整について解説いたします。

◇知的財産権の訴訟案件が長引いたケース

日系企業A社は、中国の民間企業K社で製造されているバルブ商品が、A社が中国で取得済みの発明特許を侵害している疑いのあることを発見した。示談では解決できず、A社はK社を相手取り特許権侵害訴訟を提起することにした。

しかし立件後、K社が中国の特許再審理委員会に対し、A社の特許の無効を確認する請求を申し立てたことを受け、裁判所はA社が提起した訴訟案件の審理中止を決定した。K社の申し立てた請求については、行政プロセスを履行したのち、中級裁判所での一審、高級裁判所での二審を経て最高裁判所による再審が行われ、4年を費やしてようやくA社の特許は有効であるとする判定が得られた。

その後、A社の特許権侵害訴訟案件の審理が再開され、これについても一審、二審、再審というプロセスを経たため、最終的にK社の権利侵害行為認定が成立するまでに、さらに3年の年月が費やされた。こうして、一連の司法プロセスが完了するまでの計7年間にわたり、A社は膨大な時間、手間およびコストを投じることになった。

◇「IP決定」の知的財産権に関わる裁判制度の重大な変更

中国の「民事訴訟法」および「行政訴訟法」では、訴訟制度として「二審制」(中級裁判所での一審、高級裁判所での二審)が定められていますが、多くの知的財産権案件では「再審」の制度が利用され、最高裁判所による3度目の裁判が行われており、事実上は「三審制」となっています。これにより司法による最終的な解決までのプロセスが大幅に長引き、当事者の負担を増大させているだけでなく、民事上の権利としての知的財産権が不確かなものになってしまっている面もあります。

「IP决定」の施行後、以下のような案件は、高級裁判所を経由せずに直接最高裁判所での二審へと上訴されることになります。

- ●発明、実用新案、植物の新品種、集積回路の配置設計、ノウハウ、コンピューターソフトウエア、独占禁止法などに関わる、専門技術性の高い知的財産権にかかる民事事件の第一審の判決や裁定を不服として上訴が提起された場合。
- ●特許(発明、実用新案、意匠)、植物の新品種、集積回路の配置設計、ノウハウ、コンピューターソフトウエア、独占禁止法などに関わる、専門技術性の高い知的財産権にかかる行政事件の第一審の判決や裁定を不服として上訴が提起された場合。

◇日系企業へのアドバイス

「IP决定」には3年の試行期間が設けられていますが、その満了後も引き続いて施行される可能性が高いと見られています。最高裁判所が知的財産権に関わる上訴案件を直接管轄することにより、訴訟プロセスの手順が減り、企業ではそれに投じる時間や手間、コストを有効に節約できる上、裁判の質や公正性がより保証されることになるため、日系企業にとっては朗報と言えます。今後、知的財産権に関わる民事・行政訴訟案件が生じた場合には、新たな上訴制度の執行状況に留意し、それを活用した適切な対応をとることにより、企業の利益をよりよく保護できるようになるでしょう。